



教育関係法規
 ○日本国憲法
 ○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 ○学習指導要領

教育行政の重点施策
 ○広島県人権教育推進プラン
 ○世羅町人権教育・人権啓発推進計画

各教科における人権教育の指導方針

国語科：読むこと、話すこと、聞くこと、書くことの基礎学力を身につけ、伝え合う力、思考力を養う。
 社会科：国土と歴史に対する理解と愛情を育て、平和で民主的な社会の形成者としての公民的資質の基礎を養う。
 算数科：基礎的な知識・技能を身につけ、見通しをもって筋道を立てて考える能力を育てる。
 理科：自然を愛する心情を育てるとともに科学的な見方や考え方を育てる。
 生活科：具体的な活動や体験を通して、生活上必要な技能を身につけさせ、自立への基礎を培う。
 音楽科：音楽活動を通して、感性を育て、豊かな情操を養う。
 図画工作科：表現及び鑑賞の活動を通して、表現する喜びを味わわせ、豊かな情操を養う。
 家庭科：家庭生活についての理解を深め、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。
 体育科：運動の楽しさを味わわせ、健康でたくましい心身を育てるとともに協力することや、公正・公平な態度を養う。
 外国語活動：外国語を通して、文化の違いを学び、コミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。

特色ある教育活動における指導の方針

- ・道徳教育の充実（道徳参観日）
- ・ふるさと学習
- ・小中連携（児童会・生徒会との交流）
- ・キャリア教育の推進
- ・保護者連携

学校教育目標
 夢や目標をもち、主体的に学び続ける児童の育成

めざす子ども像
 ・資質・能力を身に付け、主体的に学び続ける子供
 ・自他の良さを知り、協働できる子供
 ・基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を増進する子供

人権教育目標
 友だちと関わり合い しっかり考えて行動できる子ども

各学年重点目標

低学年

- ・自分のよいところを言うことができる。
- ・友だちのよいところを見つけることができる。
- ・友だちと仲よくすることができる。

中学年

- ・自分で考え、決めることができる。
- ・友だちのよいところを認めることができる。
- ・学級の友だちと協力し合うことができる。

高学年

- ・自分の考えをもって、行動できる。
- ・周りの人のよさに気づき、伝えることができる。
- ・相手の立場に立って考え、助け合って行動することができる。

道徳における人権教育の指導方針

- ・生命の尊さを実感し、自他の生命、命あるものを大切にする心情や態度を養う。
- ・きまりを守り、自他の権利を大切にしようとする心情を育て、道徳的な判断力や実践意欲を育てる。
- ・相手の気持ちや立場を考え、自他共に大切にしようとする心情を育てる。
- ・家庭や地域社会との連携を図り、児童の日常生活での実践化を図る。

教職員研修

- ・児童実態を把握し、全教職員が共通認識にたつた指導にあたる。
- ・教職員自らの人権意識・人権感覚の高揚に努める。
- ・授業研究を通して人権教育を基盤とした授業実践力を高める。
- ・生徒指導と連動し、自己存在感をもたせる学級づくりを進める。

児童の実態

- ・児童同士がよい所を見つけ合い、よりよい生活や人間関係を築こうとする態度が育ってきている。
- ・上級生は、下級生に対して思いやりのある声かけをすることができる。
- ・まじめで、ほとんどの児童がルールを守って生活することができるが、主体的に活動する児童はまだ少ない。

保護者・地域の願い

- ・自律した子ども
- ・地域を大切に子ども

「総合的な学習の時間」における人権教育の指導方針

- ・身近な環境や地域についての探究的な学習を通して、多面的に追究する方法を身につける。
- ・自ら対象に働きかけ主体的に課題を見出し、解決に向けて他者と協力して取り組む。
- ・自己の成長を振り返り、自己の生き方を考えることができるようにする。

特別活動における人権教育の指導方針

- ・個性の伸長を図るとともに、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としての自覚をもつ。
- ・不安や悩みを解消し、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする態度を育てる。

家庭、地域社会、他の学校や関係機関との連携の方針

- ・学校、学級だより等を通して、人権教育の取り組みを地域・保護者に伝える。
- ・道徳、生活科、社会科や「総合的な学習の時間」に地域からのゲストティーチャーを招き、生き方に学ぶ。
- ・PTA活動との連携を図り、人権教育を推進していく。

